

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 議事録

日時 平成25年9月27日(金)午後15時00分～午後17時04分

場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席委員

小島会長 片谷第一部会長 田中正第二部会長 木村委員 黒田委員
輿水委員 小堀委員 田中修三委員 谷川委員 寺島委員 羽染委員
平手委員 藤倉委員 守田委員 義江委員

議事内容

1 答申

(1) 「都営辰巳一丁目団地建替事業」環境影響評価書案

評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称)有楽町一丁目計画建設事業	平成 25 年 8 月 12 日
2 事 後 調 査 報 告 書	・東日本旅客鉄道南武線(稲田堤・府中本町間)連続立体交差事業(工事の施行中その5)	平成 25 年 8 月 29 日
	・八王子ニュータウン整備事業(工事完了後その2)	平成 25 年 9 月 3 日
	・西武池袋線(練馬高野台駅～大泉学園駅間)の連続立体交差事業及び同線(練馬高野台駅～石神井公園駅間)の複々線化事業(工事の施行中その3)	平成 25 年 9 月 4 日
	・イオン東久留米ショッピングセンター(仮称)建築事業(工事の施行中)	平成 25 年 9 月 9 日
	・京浜急行電鉄本線(平和島駅～六郷土手駅間)及び同空港線(京急蒲田駅～大鳥居駅間)の連続立体交差化事業(工事の施行中その3)	平成 25 年 9 月 17 日
	・業平橋押上地区開発事業(工事の完了後その1)	平成 25 年 9 月 17 日
	・ふじみ新ごみ処理施設整備事業(工事の施行中その3)	平成 25 年 9 月 17 日
	・(仮称)丸の内2丁目7番計画建設事業(工事の完了後)	平成 25 年 8 月 30 日
・都営桐ヶ丘団地建替・改善事業(工	平成 25 年 9 月 17 日	

	<p>事の完了後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市高速道路高速外郭環状葛飾線建設事業(工事の施行中その8) ・(仮称)臨海副都心青海地区北側Q街区開発事業(工事の完了後) 	<p>平成 25 年 9 月 17 日</p> <p>平成 25 年 9 月 17 日</p>
3 変 更 届	<ul style="list-style-type: none"> ・大日本印刷市谷工場整備事業 ・都営桐ヶ丘団地(第4期・第5期)建替事業 ・立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業 ・豊洲新市場建設事業 	<p>平成 25 年 7 月 19 日</p> <p>平成 25 年 8 月 14 日</p> <p>平成 25 年 8 月 22 日</p> <p>平成 25 年 9 月 6 日</p>
4 着 工 届 (事後調査計画書)	(仮称)有楽町一丁目計画建設事業	平成 25 年 8 月 12 日
	都営桐ヶ丘団地(第4期・第5期)建替事業	平成 25 年 8 月 26 日
	立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業	平成 25 年 9 月 9 日
	浜松町駅西口周辺開発計画	平成 25 年 9 月 13 日
5 完 了 届	東京駅八重洲口開発事業	平成 25 年 9 月 5 日

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会

速 記 録

平成25年9月27日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後3時00分開会)

木村環境都市づくり課長 本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、委員21名のうち15名の御出席をいただいております。本日、定足数を満たしております。

それでは、平成25年度第6回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申込みが多数ございます。

以後の進行につきましては、会長、よろしくをお願いいたします。

小島審議会会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望の方がおります。「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたします。

それでは、傍聴の方を入场させていただきます。

(傍聴人入場、着席)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会を開催いたします。

本日は、会議次第にありますように、答申1件に係る審議を行った後に、受理報告を受けることにいたします。

それでは、最初に「都営辰巳一丁目団地建替事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この事案につきましては、第一部会で審議していただきました。その結果について、片谷第一部長から報告を受けることにします。よろしくをお願いいたします。

片谷第一部長 では、御報告を申し上げます。お手元の資料1を、会議次第の次のページですけれども、ご覧いただきたいと思っております。

まず初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から読み上げていただくようお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。資料1をご覧ください。

平成25年9月27日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

「都営辰巳一丁目団地建替事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2ページをごらんください。別紙がございます。

「都営辰巳一丁目団地建替事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成25年2月26日に「都営辰巳一丁目団地建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

審議経過は付表のとおりである。

付表は5ページでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

大気質の濃度予測に当たっては、気象条件として、豊洲測定局における風向・風速の観測結果を用いているが、周辺における他の測定局と現地の気象調査結果との相関性の解析を行うなどし、必要に応じて予測の見直しを行うこと。

また、見直した際の予測結果について環境基準を超える場合においては、環境保全措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動については、計画地の敷地境界付近で建設機械が最も多く稼働する時点を予測・評価している。一方で、除去工事を含む工事工程となっていることから、施工方法及び使用する建設機械についても精査した上で、環境保全のための措置を十分に検討し、騒音・振動の低減に努めること。

また、当建替事業は、居住しながらの工事になるため、計画地内における影響についても配慮すること。

2 関連車両の走行に伴う騒音については、計画地南側走行ルートの南側に小学校、保育園があることから、地元区とも協議を行い、事業者として協力可能な環境保全のための措置を検討し、その内容を記述すること。

【地盤】

現況調査において、地下水及び地盤沈下の状況の調査を平成22年まで実施し、その経年変化についてグラフや表により示しているが、東日本大震災の発生による影響を把握するため、平成23年以降の地下水及び地盤沈下の状況についても、できる限り調査を実施し、その結果を追加すること。

【水循環】

計画建築物の周辺を極力緑化するとともに、雨水流出対策として浸透ますや浸透トレンチなどを設け、地下浸透に努めるとしていることから、これらについて具体的な内容や規模を明らかにすること。

さらに、現況と建替事業後における雨水流出抑制対策量について、水収支を比較検討することにより、定量的な評価を行うこと。

【風環境】

地域の風の状況について、豊洲測定局の観測結果を用いているが、周辺における他の測定局と現地の気象調査結果との相関性の解析を行うなどし、必要に応じて予測の見直しを行うこと。

【景観】

樹種の選定に当たっては、隣接する辰巳の森海浜公園との連続性など、地域の景観特性に配慮した計画とするとしていることや、可能な限り既存樹木の保全、または移植を図ることについて、具体的説明が不足していることから、分かりやすく説明すること。

【自然との触れ合い活動の場】

1 工事の施行中において、計画地から南側の辰巳団地内の敷地に仮設公園を整備するとしているが、計画の内容が不明確であるため、これを明らかにすること。

2 計画地周辺の辰巳の森海浜公園や辰巳の森緑道公園等との緑の連続性や歩行者ネットワークの形成に配慮するとしていることから、このことについて分かりやすく説明すること。

【廃棄物】

1 アスベスト等特別管理廃棄物の取扱いについては、現況調査及び環境保全のための措置に記載されていることから、発生量及び処理の状況等について、今後の環境影響評価書等で明らかにすること。

2 建設廃棄物の種類別の発生量及び資源化量が示されているが、分別の困難が予想される廃棄物も含まれていることから、その資源化の方策について説明すること。

5ページは付表で、審議経過になってございます。

以上でございます。

片谷第一部長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過につきまして御報告をいたします。

本件の「都営辰巳一丁目団地建替事業」に係る環境影響評価書案は、平成25年2月26日に当審議会に諮問されまして、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査と部会における審議を3回にわたって行いまして、ただいま読み上げていただきましたような答申案文として取りまとめたという経緯でございます。

この間、この評価書案に対しまして、都民からの意見書の提出はございませんでしたが、関係区長であります江東区長からは意見をいただいております。その意見に対しましては、見解書において事業者の見解が示されているという状況でございます。

都民の意見を聴く会につきましては、都民から意見の提出がございませんでしたので、意見を聴く会は開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容と経緯を踏まえつつ審議をしましてまいりました結果、この評価書案における現況調査や予測評価につきましては、おおむね東京都環境影響評価技術指針に沿って行われたものであると認められたわけでございますけれども、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとしていただくように努めていただく必要があるとともに、以下に指摘されます事項について、十分な留意をしていただくように求めることにしたという経過でございます。

では、続きまして、その指摘の内容について、要点を御説明させていただきます。

この事業の計画地は、江東区辰巳一丁目でございます都営辰巳一丁目団地、これは既存の団地でございます。この団地全体の敷地面積は約9.8ヘクタール、こちらが計画地でございます。

この事業の内容は、既存の都営住宅を除却、つまり撤去いたしまして、その用地に新たに都営住宅を建て替え、さらに附帯設備の整備を行うという計画になっております。環境影響

評価の対象事業の種類といたしましては「住宅団地の新設」に該当いたします。

では、以下、個別の項目ごとの指摘事項、意見について、概略を御説明申し上げます。

まず、「大気汚染」の意見でございます。大気質の濃度予測に当たっては、最も距離の近い測定局の気象データを使っているわけでございますけれども、他の測定局の相関性を解析するなどいたしまして、より適切な測定局がある場合には、予測の見直し等を図っていただきたいということを求めるものでございます。

次に、「騒音・振動」でございますけれども、建設機械の稼働においては、施工方法とか、使用する建設機械についても十分に精査をしていただきまして、環境保全のための措置を十分に検討していただくことを求めるものなど2点を指摘しております。

次に、「地盤」でございますけれども、東日本大震災が平成23年3月に発生しておりますが、現在使われているデータは平成22年分まででございますので、東日本大震災以降の状況を把握するために、平成23年以降の地下水と地盤沈下の状況について調査して、データを載せることを求めるという内容でございます。

次に、「水循環」ですが、水循環は、雨水流出抑制対策として設置されます浸透升等について、内容や規模が不明確なところがございますので、それを明らかにすることを求めています。

次に、「風環境」ですが、地域の風の状況について、先ほどの大気汚染のところでも出てまいりましたが、適切な測定局のデータが使われているかを確認し、必要に応じて予測の見直しを求めるという内容でございます。

次に、「景観」でございますけれども、地域の景観特性に配慮した計画とすること、あるいは可能な限り既存樹木の保全や移植を図るとということが示されておりますが、それをより具体的に説明してもらおうように求めるという内容でございます。

次に、「自然との触れ合い活動の場」でございますけれども、工事に伴いまして団地内に仮設の公園を整備することが記載されておりますが、その具体的な内容を明確にすることを求めるなど2点を指摘しております。

最後は「廃棄物」でございますけれども、アスベスト等特別管理廃棄物に触れておりますけれども、これの具体的な発生量や処理の状況について明確に記載することを求めることなどの2件指摘しております。

以上で私からの御報告を終わらせていただきます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の報告につきまして、何か御意見等がありましたら、御自由にどうぞ。どうぞ。

木村委員 「大気汚染」の項目で、これまでも議論したことがあると思うのですが、測定局とほかの観測点との相関性のことなのでは、相関性の解析を行うなどし」とすると、大抵ベクトル相関を書いて、それで評価してしまうのですが、風環境の場合はそれでもいいのかもしれないのですが、大気汚染の場合は、風配図の類似性だとか、風の弱いときも含めた評価だとか、そういうところが大事になって、しかも、濃度分布で見たときの高濃度の出現位置との比較がポイントになるので、もうちょっと踏み込んで書いたほうが、例えば、「風配図」という言葉を入れるほうがいいように思うのですが、いかがでしょうか。

片谷第一部会長 大気汚染は私の担当でございますので、部会長としてではなく、大気汚染担当として回答させていただきますが、評価書案に風置図は載っております。実は、一番近い測定局のデータが一見して余り似ていないという状況にあるということで、その原因が、建物や、運河等の水面が周辺にたくさんあるものですから、そういうものの影響が恐らく複雑に絡み合っているのだらうということで、その原因を細かく追求するということまでは求めようということではなかったのですが、近隣に、距離はもう少し遠くても、現地調査のデータとより類似性の高いところがあるならば、そちらを使ったほうがよいということで、指摘に挙げているということです。

そのときに、ベクトル相関だけに限定してということでは必ずしも適切でないという御指摘だと思うのですが、それに関しては、答申の文面には書きませんでしたけれども、大気汚染の面では風配図の比較を中心にやってもらうようにということは、事務局から指導していただくということで対処しようかと考えておったということでございます。多分、風環境ではベクトル相関を使われることになるとは思いますけれども、いろいろな方法を併用して、より適切な気象データを使った予測ができるのであれば、それをする必要があるということで指摘しておりますので、具体的な方法は今後事業者とコンサルタント会社に検討してもらって、それを事務局から指導していただきながら進めていただくということを想定しているということです。

木村委員 ありがとうございます。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。何か事務局のほうでございますか。

上田アセスメント担当課長 項目検討の段階からそういうふうに言われておりますので、

きょう、答申をいただいた後、細かい説明もつけながら、一次意見書を渡しますので、そのときに言葉を添えたいと思っております。

小島審議会会長 この文章ですと、この先に何をやるかというのは、具体的な指摘はしていませんね。今のようなことを、具体的には事務局からいろいろ御指導していただくということで検討されているそうで、よろしければ、そういうことでいきたいと思えます。

ほかにございますか。特に第一部会の委員の方々に、何か補足するようなことがございましたら、どうぞ御発言ください。どうぞ。

羽染委員 最後の「廃棄物」の2番に関してなのですが、確認なのですが、**「分別の困難が予想される廃棄物も含まれていることから、資源化の方策について説明すること。」**という表現になっているのですが、実際に分別の困難が予想される廃棄物というのは何を指しているのか。この言葉を伝達するときに事業者にきちんと伝わるようにしたほうがいいかなという気がしました。言っていることは、多分、複合材とか、石こうボードとか、そういうものを指しているかなと思ったのですが、それでよろしいでしょうか。

上田アセスメント担当課長 そういうことでございます。

小島審議会会長 今のは、事務局のほうから、具体的にこんなものという、中身は伝達されているようですから、それに沿って評価、よろしく願います。こういうことですね。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございましたら、どうぞ。

それでは、特に御発言ないようでございますので、これは第一部会のほうで、今もいろいろ議論がありましたように、かなり深いところまで突っ込んで検討はされていると思えますので、ほかになければ、これにつきまして、答申したいと思えますが、よろしゅうございますか。

特に意見はないようでございますので、それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

25東環審第19号

平成25年9月27日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「都営辰巳一丁目団地建替事業」環境影響評価書案について（答申）

平成25年2月26日付24環都環第561号（諮問第405号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げましたので、省かせていただきます。

以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま朗読したとおり、知事に答申することにいたします。この件につきまして、どうもいろいろありがとうございました。

次に、受理関係について、事務局から報告をお願いします。

木村環境都市づくり課長 御報告申し上げます。資料2をご覧ください。ページは6ページでございます。

環境影響評価書が1件ございます。続いて、事後調査報告書につきましては11件ございます。変更届が4件、着工届が4件、完了届が1件、それぞれ受理してございます。

なお、今回は受理報告の件数が非常に多くなっておりますので、事後調査報告書の報告が終わった段階で、一度、委員の皆様からの質疑を受けたいと思っております。

それでは、まず、受理報告のうち、事後調査報告書のところまで、担当から御説明させていただきます。

佐藤アセスメント担当課長 では、「（仮称）有楽町一丁目計画建設事業」につきまして、この審議会で審議されました環境影響評価書案、審査意見書と、今回提出されました環境影響評価書との関連について御説明いたします。本日の資料の8ページをご覧ください。

まず、大気汚染の意見ですが、1つ目としまして、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、寄与率が最大46.3%である上に環境基準も超えている。ということで、大気汚染への影響の一層の低減に努めることという意見でございます。

これにつきまして、この薄レモン色のものが今回評価書になっていますが、こちらの90ページをご覧ください。環境保全のための措置としまして、この意見を踏まえまして、新たに何点が追加されてございます。 のアの一番下のポッチになりますけれども、施工会社に対

して、環境保全のための措置の内容について、工事関係者への周知徹底を指示する。これが1点目です。

もう一点としまして、イの工事用車両に乗りこえる措置としまして、3つ目の黒ポッチになりますけれども、工事用車両には良質燃料を使用する。これが新たに対応として加えられております。

大気汚染の2点目、熱源施設の稼働に伴う大気汚染につきまして、窒素酸化物排出量が他の類似事例と比較して多いという意見が出てきております。

これにつきまして、評価書の79ページをご覧ください。熱源施設の利用条件がありますが、評価書案では、ガス関係のところの温水ボイラー、窒素酸化物濃度が79ppmということで、60ppmを超えていたのですが、今回、ガス焚冷温水発生器、それとガス焚蒸気ボイラー、窒素酸化物濃度、これが59ppmに下がっております。

この条件に基づきまして新たに予測した結果が88ページにございます。今回、ボイラー等を変えたことによりまして、熱源施設の稼働に伴う最大着地点の濃度が0.000186ppm。評価書案のときには0.000327ppmということで、半分近くに減っているという形になってございます。ただ、バックグラウンド値が0.036ということで高くなっておりますので、最終的な結果としましては、0.036186ppm。もともとが0.036327ppmということで、余り変わらないという状況になってございます。

では、本日の資料の8ページにお戻りください。騒音・振動についてです。こちらについても意見を2点いただいております。

1つ目としまして、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動につきましては、計画地の南側敷地境界に劇場が隣接しているということで、より一層の環境保全のための措置を講ずること。

2点目としまして、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音につきまして、現状においても環境基準を超えている部分があるので、より一層の環境保全の措置に努めること。

また、車の走行ルートに学校があることから、安全走行に気をつけることは当然ですが、騒音・振動の影響も低減することという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、評価書の125ページをご覧ください。こちらでも環境保全の措置として新たに追加されている事項になりますが、(1)の 予測に反映しなかった措置のア・建設機械に対する措置としまして、1つ目のポッチの後段部分になりますか、「特に計画地南側には劇場が隣接するため、建設機械の配置に配慮する。」と、これが追加されてございます。

また、同じく建設機械のところ、下から2つ目のポッチになりますが、「必要に応じて、長時間の連続作業の回避、作業時間短縮の検討」ということで、具体的内容が一部加わってございます。

また、学校関係の部分ですが、イ . 工事用車両に対する措置としまして、一番下のポッチ、「周辺の学校等の分布を考慮し、工事用車両の走行について関係機関と十分協議し、適切なルートを検討する。走行時間帯については、通学時間帯に配慮した計画的な運行を行い、安全走行を徹底する。」という部分が追加されてございます。

続きまして、本日の資料に戻りまして、風環境に移ります。風環境も意見が2点出ておりまして、1点目ですが、計画建築物の周辺に歩道があることから、さらなる防風対策を検討することという御意見をいただいております。

これにつきまして、評価書の161ページをご覧ください。予測手法のところですが、歩行者に配慮した形を追加しておりまして、一番下の部分になりますけれども、測定高を原則5メートル相当としていますけれども、計画地内、北側の広場内及びデッキ上の測定点については、歩行者に配慮し、地上2メートル相当としたということで、2メートルの測定を行っております。

163ページの図8.5-5をご覧ください。防風植栽の状況ですけれども、まず、敷地内の北側の部分、 が4つになっております。評価書案では3本だったものが4本にふえて、また位置も多少変わってございます。また、敷地外ですけれども、区道130号の歩道部分につきまして、やはり植栽が増えているという状況になってございます。

対策の評価ですが、169ページをご覧ください。こちらが対策後の風の状況になっておりますが、領域C、評価書案の段階では4カ所ありましたが、今回の対策によりまして2カ所に減っております。地点としましては37、それと96、これがCからBに変わってきております。また、今回新たに設置しました、高さ2メートルの地点、図で がわかりにくいのですが、134から138ということで、敷地の北側の部分になってございますが、これはいずれもBの評価になってございます。

では、本日の資料にお戻りください。風の2点目になります。風の予測におきまして、数値流体解析の手法を用いているが、計算条件等の記述が不足していることから、これを明記することという御意見をいただいております。これにつきましては、解析条件につきまして、資料編の105ページに追加してございます。

続きまして、景観の御意見ですが、セットバックさせ、圧迫感の軽減を図るとしておりま

すか、沿道緑化を含めて図示するなど、具体的に説明することという御意見をいただいております。

これにつきましては、評価書の16ページをご覧ください。今回、イメージ図が新たに入ってきております。高層部分のセットバックがこの図を見ることによって大体わかってくるのかなと。

また、資料編の128ページをご覧くださいなのですが、一番後ろのページになります。こちらが歩道の緑化のイメージになってございます。このようなものを入れながら景観等配慮すると、多少具体的なイメージが入ったのかなと考えてございます。

有楽町の評価書については以上になります。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。事後調査報告でございます。

事業名が「東日本旅客鉄道南武線（稲田堤・府中本町間）連続立体交差事業」でございます。

対象が矢野口から南多摩までの4.3キロメートルということで、工事期間が平成8年から27年度まで、今回は工事の施工中その5ということで、24年度工事の報告でございます。

調査項目が地形・地質ということで、基礎工事の掘削による地下水の変化を見てございます。観測井戸のNO.1、NO.2というものが今回のデータになりますが、観測井 1ですけれども、基礎工事の施工計画変更に伴って、工事に支障がある場所になってしまったということで、工事期間中は地下水位は欠測したということですが、欠測前後の変動値は0.534ということでございまして、基礎工事期間中の変動は少なかったというものでございます。

それから、観測再開後はやや高い傾向が見られたということですが、地下水の水位は安定しているというものでございます。

続きまして、観測井 2でございますが、基礎工事期間中の変動は少なかったという報告がございまして、工事完了後も水位は安定しているというものでございます。

続きまして、11ページ、「八王子ニュータウン整備事業」でございます。

こちらは、独立行政法人都市再生機構の事業でございます。事業の種類は土地区画整理事業及び道路の新設でございまして、八王子市宇津抜貫町ほかでございます。区域面積が約394ha、住宅面積が145haでございます。工事の完了後その2という報告でございまして、これが21年度から25年度までで、今回が最終の報告になってございます。

調査事項が大気汚染、騒音、振動でございます。

大気汚染について、NO₂の予測結果でございますが、環境基準を下回っていた。それから、これはちょっと古いので、COをやっているのですけれども、予測結果は環境基準を下回ったというものでございます。

続きまして、騒音でございますが、昼間の騒音レベルが予測結果を4dBほど上回ったということですが、環境基準そのものには届いていなかったというものでございます。

上回った理由として、八王子南バイパスが未完成のために、敷地内の交通量の変化が大きいのというもので、それから、予測交通量よりも200台程度多かったと考えられるというものでございます。

続きまして、振動でございますが、予測結果と同程度でございますが、環境確保条例の規制基準を全ての地点で下回っているというものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。「西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業でございます。

事業延長が2.7キロメートル、工事期間が平成19年から26年ということで、今回が工事の施行中その3で、24年度の工事の報告でございます。

調査項目が騒音・振動、電波障害、廃棄物でございます。

騒音・振動について、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音でございますけれども、2地点を除いて予測結果以下でございました。その2地点について予測結果を上回った理由については、建設機械を仮囲いのない道路上に配置せざるを得なかったということ、それから、車両の出入りのために仮囲いが一部開放されていたこと、それから、高架下に建設機械を置いたということで、高架橋による反響があったことが考えられるということでございます。

続きまして、建設作業振動でございますが、予測結果及び環境確保条例に定める環境基準を下回っているというものでございます。

続きまして、電波障害ですが、評価書を作成した時点は平成17年でございますが、デジタル放送は送信出力が抑えられた形でございました。これによりまして、出力がフル規格での送信になった際に、現地調査を含めて予測評価を行うことになってございます。

今回、高架橋工事が実実施だった石神井公園駅付近より西側について、受信状況の調査を行った結果、一部で周辺の建造物等の影響によりまして受信不良が見られたということですが、他は良好であったということでございます。これについては、調査日が平成24年5月17日から18日ということで、まだスカイツリーが開業する前でございますので、この障害等調査については、東京タワーからの出力というものでございます。

続きまして、13ページ、廃棄物でございます。建設発生土の排出量についてでございますが、建設発生土は主に高架橋構築のための掘削により生じたということで、建設泥土は主に山留杭や高架橋の基礎杭の掘削により生じたということでございます。量はそこにあるとおりでございます。

続きまして、建設廃棄物の排出量でございますが、建設廃棄物は主に一般区間において発生した既存構造物の撤去に伴うコンクリート塊や高架橋構築に際して使用した鋼材の端材となっております。そこにあるとおり、再利用率は、バラスト以外が85%で、バラストは再利用率100%となっております。

苦情ですが、騒音に関する苦情が11件、振動に関する苦情が4件ございました。これについては、内容を説明して、防音シートや機械の防音カバーの設置等ということで理解を得たということでございます。

電波障害に関する苦情が2件ということですが、アンテナの位置を移動するなど、対策を行ったということで、現状は解消しているというものでございます。

続きまして、14ページ、「イオン東久留米ショッピングセンター（仮称）建築事業」でございます。

これは、イオンのショッピングセンターということで、事業の種類が駐車場の設置、敷地面積が約52,000m²、延べ床が85,000m²、駐車場が1,660台でございます。工事の施工中というもので、24年度という内容でございます。

調査の項目ですが、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、廃棄物となっております。

大気汚染ですけれども、建設機械の稼働については、NO₂、SPMとも予測結果を下回ったというものでございます。

工事用車両の走行については、2の地点において予測結果をやや上回ったということですが、これは工事用車両がタイヤ洗浄のために何台か列をつくって並んだということで、それが影響しているのではないかとございます。

SPMについては、予測結果を下回ったということでございます。

続きまして、建設機械の稼働及び工事用車両の走行ということで、これは複合予測をしているものでございますが、予測結果はともに下回っております。

騒音・振動でございますけれども、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音については予測結果と同程度であって、環境確保条例の勧告基準を下回っているというものでございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございますが、予測結果を下回り、これも勧告基準

を下回っているというものでございます。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音ということで、これも複合予測をしているものでございますが、市道110号線の道路交通騒音レベルは56dBということで、予測結果を上回り、東3・4・11号は予測結果と同程度でございまして、いずれの地点についても環境基準は下回っているというものでございます。

市道110号において上回った理由としては、工事用車両の交通量が予測を上回ったということ、それから、車線の変更によりまして交互通行をやっておったわけですが、走行帯がこのときは近くにあったということが原因だと考えられております。

続きまして、工事用車両の走行に伴う道路交通振動でございまして、そこにあるとおり規制基準を下回っております。

市道110号において上回ったというものでございますが、交通量が多かったことが挙げられております。

続きまして、地盤でございまして、そこにあるとおり、竣工時の標高が+8mmから-8mmということで、予測結果と同様で、地盤の変形は生じていないというものでございます。

続きまして、水循環でございまして、最低水位を下回ることはなく、水位は変動の範囲内であったという報告でございまして。

廃棄物でございまして、掘削工事に伴う建設発生土については、受入先が定める受入基準への適合を確認した上で搬出して、有効に利用したというものでございます。発生量の増加は、計画の見直しにより雨水貯留施設を設置したことが原因だということでございます。

続きまして、建設工事に伴う建設廃材でございまして、リサイクルが困難で再利用できないものについては、産業廃棄物の運搬・処分業許可を受けた業者に委託し、適正に処理をしたというものでございまして、リサイクル率87%でございまして。

3つ目として、杭打設に伴い発生する建設泥土についてでございますが、基礎杭の本数を310本から570本に増加したということで、大きく上回ったというものでございます。

場外へ搬出した建設泥土は産業廃棄物として搬出し、マニフェストシステムに基づき適正に処分したという報告でございまして。

苦情については、大気に関する苦情が4件、騒音に関する苦情が6件、振動に関する苦情が7件でございまして、大気に関しては散水頻度の増加や作業工程の見直し、対応の内容を説明したというものでございまして、一定の理解は得ているというものでございます。騒音、振動についても、機械の静穏稼働を周知徹底したということで、いずれも苦情者の理解を得た

というものでございます。

続きまして、16ページ、「京浜急行電鉄本線（平和島駅～六郷土手駅間）及び同空港線（京急蒲田駅～大鳥居駅間）の連続立体交差化事業」でございませう。

これは御存じのとおり、蒲田駅のところの連続立体交差ということで、工事が平成12年度から26年度と、今回は工事の施行中その3ということで、24年度の工事の報告でございませう。

騒音、振動、日照障害が調査項目になってございませう。

騒音ですが、測線 1、測線 5を調査いたしておりますが、予測結果を比較いたしますと、遠方の地点では同程度から9dB上回っていたということでございませう。

遠方の地点で上回ったということについては、仮線工法を直接高架工法に変更したために、地上仮線と仮囲いを想定した予測とでは距離減衰が異なることが考えられるというものでございませう。

事後調査結果は、両測線とも遠い地点を含めて、いずれの地点も評価書実測結果と同程度か、下回っていたというものでございませう。

振動についてでございませうが、仮線時の鉄道振動について、やはり測線 1と 5のところで予測結果を下回っているというものでございませう。

建設作業振動についてでございませうが、これは予測結果及び環境確保条例の勧告基準を下回っているというものでございませう。

日照障害については、平和島方における高架仮線による時刻別日影及び等時間日影は、予測結果と同じということでございませう。

苦情でございませうが、仮線時の騒音に関する苦情が8件、振動に関する苦情が1件、建設作業振動に関する苦情が38件で、1カ所で集中して作業を実施しないように工程を調節するなどして理解を得るように努めたというものでございませう。

日照障害に関しては、苦情はなかったというものでございませう。

続きまして、17ページ、「業平橋押上地区開発事業」でございませう。

これは、東京スカイツリーの建設事業と、その周辺の複合ビルの建設事業でございませう。事業地が墨田区押上一丁目、敷地面積が3.69ha、塔の高さが634mでございませうして、電波塔や商業棟になってございませう。工事の完了後その1ということで、これは平成24年度でございませう。開業が24年5月22日でございませうるので、それまでということで、大気汚染、騒音・振動など12項目を調査事項としてございませう。

まず、大気汚染でございませうが、関連車両の走行に伴い発生するNO₂、SPMについては、調

査地点 6におけるNO₂の事後調査結果は、平日で予測結果を上回り、休日で下回ったというものでございます。SPMについては、平日、休日とも下回ったということでございます。

上回った理由は、交通量は比較的少ないところですが、広域的に汚染濃度が高い傾向にあったのではないかとされておりまして。

引き続きまして、駐車場の供用に伴い発生するNO₂及びSPMについてでございますが、調査地点AにおけるNO₂は予測結果と同程度でございました。また、SPMについては、予測結果を下回ったというものでございます。

続きまして、騒音・振動でございます。関連車両の走行に伴う道路交通騒音でございますが、道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は予測結果と同程度、または下回っていたというものでございます。

関連車両の走行に伴う道路交通振動でございますが、予測結果を調査地点 6を除き下回ったということでございます。業平橋押上地区開発事業という、ちょっと厚い、製本になっているものの7-24ページを見ますと、7.2-6の表に調査地点 6というものがございまして、予測結果のところは 6だけ異常に低いような状態でございます。これはいろいろ要因があったのかとも思いますが、実際に測定したデータから予測した結果がほかよりも低い数字が出ております。ただ、事後調査結果については、ほかと遜色ない数字が出ておりまして、予測結果について、ほかと比べると低過ぎるので、これに原因があるのかなとも思いますが、事後調査結果は他の地点とほぼ同じぐらいのレベルになっているというものでございます。

続きまして、冷却塔等の稼働に伴う施設騒音でございますが、予測結果を調査結果が上回ったというものでございますが、これは原因は暗騒音が高かったというのではないかとされておりまして。

続きまして、地盤でございますが、不圧地下水位の平均値は、着手前、着手後の差は0.09 mでございまして、予測結果を下回っているというものでございます。地盤高の変動量は最大7mm程度でございまして、これは予測結果を下回っているというものでございます。

続きまして、18ページ、水循環でございます。これについては、雨水貯水槽の容量を大きくしたということで、雨水流出抑制を図ったというものでございます。

日影については、おおむね予測結果と一致しているというものでございます。

電波障害については、事前対策、相談窓口の設置によりまして、テレビ電波の受信障害は解消されているというものでございます。

風環境でございますが、これは各地点ともおおむね予測結果と同程度であるというもので

ございます。

景観についてでございますが、予測地点としては、眺望地点からも計画建築物はおおむね予測結果の位置に確認されておりまして、新たなランドマークとして都市景観を形成しているという報告でございます。

続きまして、自然との触れ合い活動の場ですが、本事業によって施設の利用が阻害されることもなく、自然との触れ合い活動の場までの利用経路についても支障を及ぼすことはないというものでございます。

廃棄物でございますが、廃棄物の発生量は1日当たり約11.2トンでございますが、予測結果を6.5t上回ったというものでございますが、大幅な再利用によりまして排出量が2.5t/日まで減ったというものでございます。これは、開業後の来客がかなり多かったということで、廃棄物の発生量がふえているということでございます。

続きまして、温室効果ガスでございますが、CO₂の発生量が予測結果を下回った。CO₂の排出量の削減も、予測の7.5%よりも大幅に効果を出しまして、30.5%という結果が出てございます。

その他として、風による発生音ということで、風速7.5m/sにおける騒音レベルは予測値よりもやや高かったというものでございますが、風速10.4m/sにおいては、ほぼ同程度であったということでございます。

これが上回った原因としては、予測値はカルマン渦による発生音のみを対象にしていますが、実測値は新タワーの風による発生音以外の騒音も含まれていることが考えられるというものでございます。

苦情ですが、電波障害や温室効果ガス、風による発生音など、環境保全に関する苦情が約30件でございますが、この中で多かったのは、報告書の45ページを開けていただきますと、30件の苦情の内訳が出ておりますが、大気汚染、騒音・振動、それぞれ苦情が1件、2件と出ておりますが、一番多かったのが、震災の省エネルギーのPRが進んでいたころでございますが、ライトアップは無駄だからやめろというものが一番多かったという報告になってございます。

続きまして、本日の資料の19ページ、「ふじみ新ごみ処理施設整備事業」でございますが、これは清掃工場の建設でございます。工事の施行中その3ということで、平成24年度でございます。本年度は4月から清掃工場が稼働しております。

調査項目が騒音・振動と地盤、水循環、廃棄物でございます。

騒音・振動ですが、建設作業の振動レベルについて、予測結果とおおむね同程度か、下回っているというものでございます。

地盤についてでございますが、地盤沈下の範囲及びその程度でございますが、いずれの地点においても大きな変動は見られなかったというものでございます。

続きまして、地盤の変形の範囲及びその程度でございますが、現地での確認では地盤の変形は認められないというものでございます。

続きまして、水循環でございます。地下水の水位及び流況の変化の程度でございますが、掘削工事以前の地下水位の変動範囲と調査結果は同様であったということで、地下水位に著しい低下は生じていないというものでございます。

続きまして、廃棄物でございます。建設工事に伴う建設発生土及び建設汚泥の排出量でございますが、その表にあるとおりでございます。埋戻し量が予測結果よりも少し少なくなっております。20ページを見ていただきますと、削減量（埋戻し）が予測よりも減少した理由は、掘削土の発生土の発生時期と量、それから、埋戻し時期・量の不一致と、埋戻し土の一時保管の場所が不足しているというものでございました。

建設工事に伴う廃棄物（コンクリート塊等）の排出量でございますが、その表にあるとおりでございます。コンクリート塊及びその他瓦れき類が予測結果よりも増加した理由は、既存の地下埋設物の解体などに伴い、廃棄物類が多く発生したというものでございます。

ガラスくず等の再資源化率が予測結果よりも下回った理由は、焼却炉築炉時に発生する耐火レンガ及び吹き付け耐火材の切断端材等の再資源化の難しい廃棄物が多く発生したことによるものでございます。

本件の事業について、苦情はないということでございます。

佐藤アセスメント担当課長 続きまして、「丸の内2丁目7番計画建設事業」につきまして、本日の資料の21ページをご覧ください。

こちらのビルですが、東京駅前のJPタワーになります。事業の種類ですが、高層建築物の新築ということで、事後調査の区分ですが、工事の完了後ということで、最終報告になります。

調査項目ですが、大気汚染、日影、電波障害、風環境、景観になってございます。

大気汚染ですが、まず、関連車両の走行に伴う排出ガスの大気汚染における濃度についてですが、二酸化窒素につきまして、事後調査結果は予測を下回っております。

浮遊粒子状物質についてはすけれども、これは既存資料の調査で行っておりますが、計画

地近傍の自排局で $0.028\text{mg} / \text{m}^3$ ミリグラム・パー・立米ということで、予測結果の $0.030\text{mg} / \text{m}^3$ を下回ってございます。

駐車場の供用に伴う排出ガスの大気中における濃度は、二酸化窒素につきまして、こちらでも事後調査結果が予測を下回ってございます。

浮遊粒子状物質についてですけれども、こちらにつきましても、近傍の自排局、また一般局の予測結果を下回ってございます。

続きまして、日影ですが、計画建築物による日影の範囲、日影の時刻、時間数等の変化の状況等ですが、今回、高層部のセットバック等行っておりまして、予測結果に比べて小さくなってございます。

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設における状況ですけれども、こちらにつきましては、冬至日において予測結果とおおむね一致してございました。

22ページをご覧ください。電波障害についてですが、建築建物等によるテレビ電波の遮へい障害ということで、事後調査の中で、品質評価の地点が減少してございます。これにつきましては、遮へい障害の及ぶ地域の範囲につきまして、都市型のCATVに加入していただくという形で対策をとってございます。

風環境についてですが、計画建築物による計画地周辺の風環境の変化ということで、調査を今回2点行っておりまして、場所は事後調査報告書、こちらのJPタワー、緑色のものになりますが、61ページの図になります。調査地点のうち、2につきましては、予測結果とおおむね一致、1につきましては、予測領域Bだったのですが、領域Cになっている。ただ、この地区につきましては、周辺がオフィス街ということで、領域Cに変化しても許容される範囲であると考えてございます。

景観ですが、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、予測結果とおおむね一致してございます。

圧迫感の変化の程度につきまして、今回、計画建築物をセットバックしておりますので、圧迫感は多少軽減されているという状況でございます。

本件について、苦情はございません。

参考で御紹介したいのですが、事後調査報告書22ページをご覧ください。実は、このJPタワーですけれども、もとの東京中央郵便局の建物を残す、残さないで結構もめた案件で、真ん中の図を見ていただきたいのですが、四角の右の部分、ピンクで囲った部分があると思うのですが、北側の壁面を今回そのまま残してございます。当初、全部残せという意見もあっ

たのですが、工事の関係上、ここの部分を残している。その下に緑色の線がありますが、これが北東面の壁ですが、これについては忠実に復元しているということで、解体前の状況と解体後の状況、下のほうに写真がありますが、結構きれいに残っているのかなという状況でございます。参考までに御紹介させていただきました。

続きまして、「都営桐ヶ丘団地建替・改善事業」、本日の資料の23ページをご覧ください。

これにつきましては、工事の完了後で、最終報告になってございます。

調査項目ですが、大気汚染、騒音、振動、日照障害、電波障害、風害、景観となっております。

まず、大気汚染についてですが、二酸化窒素の事後調査結果ですが、これは予測結果と同程度、または下回っております。こちらの計画はちょっと古い事業になっておりまして、項目としまして一酸化炭素になってございますが、一酸化炭素の事後調査結果も予測結果を下回ってございます。

騒音についてですが、騒音の事後調査結果も古いので、騒音レベルの中央値を使っておりますが、これが47から68dBということで、予測値とほぼ同程度でございました。

また、参考で、等価騒音レベル(L_{Aeq})についても実施しておりまして、値が59から67dBということで、環境基準を一部上回っておりますが、もともと予測の地点で環境基準を上回っておりましたので、本事業による影響は少ないと考えてございます。

振動についてですが、振動の事後調査結果は予測と同程度、または下回ってございます。

日照障害につきまして、冬至付近におけます時刻別日影及び冬至下の日影の結果につきましては、予測結果とおおむね一致してございます。

続きまして、電波障害ですけれども、この事後調査結果につきましては、良好な結果であり、特に問題ないとなっております。

次に、風害についてですが、こちらも地点A、B、2点測っておりますが、事後調査報告書の60ページの図になります。いずれも風速範囲が2.5から5.0mが最も多くなっておりまして、全体としては予測よりも低い風速範囲におさまっていたという状況でございます。

景観ですが、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度ということで、これは予測結果とおおむね一致してございます。

また、圧迫感の変化の程度ですが、一部、建物配置を変えたり、高さを変えたことにより、仰角の範囲が予測より小さくなっているということで、圧迫感は小さくなっていると考えてございます。

苦情については、本事業については特にございません。

続きまして、25ページ、「都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業」ということで、道路の新設になります。これは工事の施工中その8ということで、調査項目が騒音、振動になってございます。

まず、騒音ですが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音。これは工事の区間を2カ所に分けておりますので、それについて御説明いたしますが、事後調査報告書、白紙のものになっておりますけれども、こちらの3ページをご覧ください。新葛飾橋工事が江戸川の上の部分と川原の部分になっておりまして、千葉の方へつながる部分になってございます。それと、もう一つ、東金町高架橋工事が市街地の上になっておりまして、これがちょっと行きますと埼玉の方につながるということで、今回、工事を川の上と市街地の上で分けて評価を出しております。

新葛飾橋工事につきましてですが、建設作業騒音レベルですけれども、64から78dBということで、予測と同程度でございました。クレーンを用いました橋げたの架設作業については、特に確保条例の指定作業ではないのですけれども、参考までに確保条例の勧告基準と比べますと、それを下回ってございました。

東金町高架橋工事についても予測結果を下回ってございました。

振動についてですが、新葛飾橋の工事につきましては、騒音レベル39から45dBで、予測の35dBを上回っておりましたが、条例の勧告基準70dBは下回ってございました。

予測を上回った理由、要因なのですけれども、事後調査報告書28ページをご覧ください。真ん中のところに「<考察>クレーンの振動源レベルについて」という表記があるのですが、この評価書の予測条件のときには、振動源レベルとしまして、「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」、これは昭和54年のものになりますが、これに基づきまして40dBという形で想定しておりました。しかし、平成19年に改正されました「道路環境影響評価の技術手法」におきましては、コンクリート橋の架設に係る振動源のレベルは55dBとしております。したがって、今回評価書を作成したときの振動源レベルが実情と比べて小さかったために、事後調査結果の値を上回ってしまったと考えております。

東金町高架橋工事における建設騒音レベルですが、こちらは43から45dBということで、予測値39dBを上回ってございます。

こちらが上回った要因としましては、実は、この工事箇所には国道298号が近接しているのですが、こちらの一般車両の振動の影響かと思われております。実は、こちらの工事は騒音は

予測値を下回っていたのですけれども、ここは防音壁をしっかりとつくってありまして、音はそれで防げましたけれども、振動は防げなかったという状況でございます。

苦情の有無は、特にございません。

続きまして、26ページ、「(仮称)臨海副都心青海地区北側Q街区開発事業」になります。

これは、お台場にありますダイバーシティ東京になります。こちらは事業の種類が自動車駐車場の設置ということで、事後調査の区分は工事の完了後ということで、最終報告になります。

大気汚染ですが、まず、関連車両の走行に伴う排出ガスの大気中の濃度について、二酸化窒素の事後調査結果については、予測と同程度でございました。

また、浮遊粒子状物質の調査結果ですが、これは予測を下回っております。

駐車場の供用に伴う排出ガスの大気中の濃度ですけれども、二酸化窒素が事後調査結果では0.036ppmと、予測結果0.03011ppmを上回ってございました。

上回った理由としましては、目の前に首都高湾岸線がありますので、この走行車両の影響を受けたと考えてございます。

浮遊粒子状物質の事後調査結果については、予測を下回っております。

騒音・振動についてですが、関連車両の走行に伴います騒音・振動ですけれども、事後調査結果では、55.5から72.6dBということで、予測値とほぼ同程度、または下回っております。

道路交通振動の事後調査結果につきましても、予測値と同程度、または下回っております。

施設の供用に伴います騒音ですが、等価騒音レベルの事後調査結果が46から69.9dBということで、予測値43.8から49.2dB、また、環境基準、昼間60dB、夜間50dBを上回っております。

この理由ですが、先ほども御説明しましたが、首都高速道路湾岸線が目の前にありますので、これの騒音を拾っているものと考えられます。今回、なかなか交通騒音の除外ができなかったことによりまして、施設の供用に伴います騒音も高くなっていたという状況でございます。

電波障害ですが、全ての地点でチャンネルに特に問題なしということでございます。

風環境ですが、事後調査報告書の78ページに地点の図があります。まず、1つの地点、フェスティバル広場内のF地点については領域A、また、商業棟屋上のF地点は、施設の屋上

の利用者に対する影響を調べるためのものですが、こちらは領域Cとなっております。

景観についてですけれども、代表的な眺望地点からの眺望の変化につきましては、予測結果とおおむね一致してございます。

圧迫感の変化についてですが、圧迫感の事後調査結果が12.1から35.7%ということで、予測結果とほぼ同程度となっております。

廃棄物につきまして、今回発生した廃棄物につきましては、リサイクル率が100%となるように業者と契約等結んでおります。事後調査で発生しましたごみ、廃棄物ですが、4,780.5Kg、リサイクル率100%ということで、排出量はゼロとなっております。

温室効果ガスについてですが、環境保全の措置を積極的に実施する。こちらは地域冷暖房が入っておりますので、これを活用するということになりますが、それを行ったことにより、予測より約8%削減されてございます。

苦情については、特にございません。

意見書と評価書の関連及び事後調査結果については以上です。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

一括して御報告いただきましたが、どこからでも、御質問、御意見等ありましたら、どうぞ。

片谷第一部会長 最初に御説明いただいた有楽町一丁目の環境影響評価書の大気のところなのですけれども、知事意見として、特に工事中の予測値が非常に高いということで、これは都心部の案件ではいつも起こることですので、工事中について環境基準を超過することはやむを得ない面もあるわけですが、とはいえ放置はできないので、できるだけそれを下げるための努力をしていただくというのが基本的な方針と考えております。そういう意味で、知事意見に、この案件についても入れさせていただいたわけですが、いただいた評価書を見ますと、今、皆さんのお手元にありますので、見ていただきますと、90ページ、先ほど説明していただいた部分ですけれども、環境保全のための措置というのが書かれておりますが、実はこれは評価書案と余り変わっていないわけです。

一部つけ加わった部分があるのですけれども、つけ加わった部分というのは、先ほど説明があったように、施行会社に対して周知徹底を指示するというような内容でして、環境保全のための措置を周知徹底するように指示するというのは至極当たり前のことでありますから、それがつけ加わったことによって、環境保全のための措置がより強化されたとはちょっと考えにくいということです。

ですから、事業者の姿勢として、とにかく環境基準を大きく上回るような状況が工事中には発生するわけですから、それを少しでも下げるといふ意欲といたしますか、意気込みを見せていただくというのが、この評価書に求められることだったと理解しているのですが、残念ながらそういう記載にはなっていないということです。

例えば、建設機械の集中稼働を防ぐような手順とかは、もう少し具体的な記載ができたのではないかと思うのですが、そこは全く変わっていないという状況で、周知徹底ということだけがつけ加わったという記載ですので、これはやはり十分な記載とは言えないと思います。これはもう評価書ですから、しかも、もう着工届も出ている案件なので、今からこの評価書をつくり直せというわけにもいかないとは思いますが、ぜひ事業者に対して、この記載だけでは十分ではないということなので、最大限の努力を今後するようなことを事務局から求める、審議会でそういう意見が出ているので、それを事業者に伝えていただくということをお願いしたいと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

この辺については非常に難しい点もあると思いますが、事務局からできるだけ具体的にそのような指示をしていただくということでもよろしゅうございますかね。事務局のほうから何かございますか。

佐藤アセスメント担当課長 片谷委員がおっしゃったとおり、既に環境基準を超えていますので、これは絶対対処してもらわなければいけない。確かにこの内容は薄いかなということとはありますので、とれる対策については確実にを行うような形で、事業者のほうには、今の御意見、お伝えしたいと思います。

小島審議会会長 それでは、そのようによろしく願いいたします。

ほかにございますか。どうぞ、義江委員。

義江委員 今の有楽町一丁目の風環境のところなのですが、これは樹木を対策として設置することによって、風環境が随分改善しているのですが、樹木を数値解析でどのようにモデル化したのか、どこにも書いていなかったの、それをちゃんと書いてくださいと指導するように事務局をお願いしていたのですが、資料編の105ページを見ますと、防風植栽のモデル化に関しては、この表2.4-4の中に書いてあるのみでありまして、しかも、この式はどう考えても右辺と左辺の次元が合わないですね。それから、「論文等の実験データ、風洞実験結果に合うように抵抗係数を調整」と書いてありますけれども、どの程度の抵抗係数を入れたのかとか、どの程度実験結果に合うようになったのかとかを書くべきですし、

この論文のデータというのは築地松のデータなのですが、葉の密度が相当高い木なの
ですけれども、今回、対策として植える植栽がそれに相当するような葉密度を持っているの
かどうかちょっと疑問です。

以上です。もうちょっとちゃんと書いていただかないといけないと思います。

佐藤アセスメント担当課長 その部分につきましては、事業者にも再度確認させていただきます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

谷川委員 事後調査報告書の臨海副都心青海地区の件なのですが、27ページの廃棄物の中にリサイクル率が100%となると書かれているのですが、それを目指すことはいいのですが、事後調査報告書の110ページを見ますと、100%、全部リサイクルしていると書いて、これはちょっと書き過ぎのような気がするのです。特に可燃ごみは、清掃工場に入れて、そこで発電をされていてということ、多分、想定されているのではないかと思うのですが、それをリサイクル率100%と見てしまうと、いろいろところで物議を醸す可能性がありますので、このところは正確に御記入いただければと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございます。

今の点について、ちょっとお待ちください。

佐藤アセスメント担当課長 ダイバーシティの廃棄物になりますが、先ほども御説明しましたが、管理会社に委託しまして廃棄物処理しているということで、そちらの会社のホームページ等見てみましても、ダイバーシティについて、100%リサイクルしていますという記載があるということなのですが、具体的に、今、谷川先生のおっしゃった可燃物とか、その辺について、再度確認いたします。

小島審議会会長 電力換算云々というのは、基本的なもとの考え方と違いますかね、これに基づいているのでしょうか。その辺によって書き方が、そういう指摘も一つ、大切だと思うのです。

佐藤アセスメント担当課長 そうですね。リサイクル率100%の考え方ですね。それを確認いたします。

小島審議会会長 そうですね。もしかすると、それで了解ということになるかもしれませんが、その辺、事務局でよろしくお願いします。

どうぞ。

黒田委員 今、たくさん事後調査報告書が出てまいりました中に、電波障害について何件か出てまいりました。現地調査、受信状況の調査を行っている時期が、スカイツリーに切りかわる以前と、それから、スカイツリーに切りかわってから、試験放送実施日に調査をしているのが、臨海副都心のところだけがスカイツリーからの調査をやっております。それ以外は、確認いたしました範囲におきましては、全て東京タワーからの受信状況調査なのです。スカイツリーからのほうが電波障害は少ないとは思いますが、その後、スカイツリーからの受信状況について、何か電波が影響が出ているという報告とかはないのでしょうかという質問であります。

上田アセスメント担当課長 在京6社がスカイツリーに移って、フル送信に至ったのが今年の5月31日からでありまして、その前まで試験電波が出ていたという時期でございます。今回出てきている事後調査報告書を受け付けたのが7月の総会以降、今回報告している部分なのですけれども、実際、調査は24年とかにやられている部分がほとんどで、まだスカイツリーからのフル送信ができていない状態のときなので、先ほど私のほうで言いました西武新宿線の部分なども、電波の方向は全部東京タワーからを見ておるわけでございます。この間、評価書案をつくる段階でもいろいろ黒田先生に御相談させていただいておりますけれども、フル送信が始まってからちゃんと予測評価しますよということになっていて、途中の段階では衛星放送だけという形にさせていただいておりますので、今後出てくる部分から影響エリアとして見ていって、それが東京タワーからスカイツリーに移った先の部分について、事後調査報告書で出てくることになっておりますので、今回は時期的に5月31日以前に調査したものがほとんどでございますので、東京タワーからということございまして、現実問題としてスカイツリーが今、出ていますけれども、障害があるという情報は今、入っていません。

黒田委員 調査の時点におきましてスカイツリーから出ていなかったのが、東京タワーと衛星からの調査をするということは確認というか、認識しておりますけれども、もう実際に切りかわっておりますので、その時点において何か苦情とかが出ていないかなということを確認したまででございます。

上田アセスメント担当課長 今のところ、事業者から受けている報告では、そういった報告は受けていません。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ、藤倉委員。

藤倉委員 建設発生土の再利用状況などについて、幾つかの事案で事後調査の結果が報告

されているのですけれども、中を見ますと、ちょっとわからないものが幾つかあります。例えば、今日の資料の13ページに西武池袋線の事案があるのですが、これは再利用率100%となっていて、実際の事後調査報告書の中身を見ても、確かに一度ためておく場所に持って行って、そこからさらにまた別の工事に使われているようなところへ持って行っているのです。これは再利用率100%だろうと思われるのですけれども、次の15ページのイオンのショッピングセンターの建設発生土は、15ページには量だけが報告されているのですが、きょうの事後調査報告書の中身、92ページになるのですけれども、これを見ますと、中で利用できる土は利用したということが書いてあるのですが、場外へ搬出したものについては、受入先が定める建設発生土の受入基準に適合していたことから、残土処分場等に搬入し、有効利用したとだけ書いてあるのですが、残土処分場というのは、もう一回土を使うところではなくて、使えない土を埋めるところなので、有効利用したというより、恐らく適正に処分したという表現のほうが正しいのではないかと思いますけれども、詳細が不明です。

さらに、次のふじみ町のごみ処理施設については、今日の資料で言うと19ページ、配られた事後報告書で言うと34ページになるのですけれども、もともとの評価書が、ちょっと記載が不思議な感じで、「場外搬出するものについては、残土処分等に搬入し適正に処理を行う（有効利用率90%）」と評価書に記載されていて、実際には神奈川県内の残土処分場に搬入し、受入基準を確認して適正に処理を行ったと書いてあるわけですね。そうすると、有効利用率90%というのは何だったのかというあたりがよくわからないので、お願いとしては、これは既に受けてしまったし、終わってしまっている工事なのですけれども、これから事後調査報告書が出てくるときに、建設発生土については本当に再利用されているのか、単に残土処分場へ持って行って埋めただけの場合は、有効利用ということではなく、適正に処理されていけば環境への影響はないので、その点は、もともとの評価書の表記にもよりますが、事務局のほうで一度確認をしていただいてから、事後調査報告として受理をされたほうがよいのではないかと思います。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます

事務局から何かございますか。

上田アセスメント担当課長 書き方としては、先生言われたとおり、私も、よく読んでみるとわからないとか、はっきりしないところがあります。確認は後でしてみますけれども、残土処分等と書いてあるので、広域資源利用センターなど残土を有効利用する、そういうと

ころもあるので、これがそこに含まれているのかどうなのか、この書きぶりではわからないので、今、藤倉先生が言った、単に残土処分場なのか、広域資源センターなのかということも含めて、確認をしておきまして、誤解されるような書き方ではないように、今後注意していきたいと思います。

小島審議会会長 さっきの谷川委員のエネルギーに関する質問等もありますけれども、そうですね、その辺の書き方というか、表現の仕方を少し気をつけて書けば、かなり分かるようになるかもしれない。よろしくお願いします。

ほかにございますか。どうぞ。

田中(正)第二部会長 事後調査報告書の業平橋押上地区開発事業の件なのですが、資料17ページの地盤の最後に「地盤高の変動量は、最大7mm程度であり、予測結果(20mm前後)を下回った。」という表記があるのですが、事後調査報告書、本文の7-33ページの図7.3-4、地盤の変動量調査結果というのがありますけれども、この図を見ますと、地盤の測量している 3、赤の三角、それから、 5、バツの紫、平成22年の7月ぐらいから今回データが出てきたところまで見ると、継続的に地盤が下がっている傾向が読み取れますね。この原因が何であるかということに関しては、「本事業の影響とは考えにくい。」という表記の仕方がこの図の上を書いてあるのですが、1つは、継続して地盤の変動量を測定していく必要があるということと、もう一つ、本事業による影響とは考えにくいという場合に、では一体、何が考えられるのかということを検討する必要があるのではないかと。

それから、もう一つは、 3と 5の位置がどこかを見ると、報告書の7-30ページに位置図が書いてあるのですが、業平橋押上地区全体の東ゾーンの北と南に当たるのですよね。そのところがやはり継続的な沈下と申しますか、地盤の低下が続いているというデータがあると、やはり何かしらの原因があるのではないかと考えられるということですので、1つは、先ほど言いましたように、この地盤変動の観測を長期にわたって継続する必要があるということと、その原因について、もう少し突っ込んで検討する必要があるのではないかと考えます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

これについて何かコメントございますか。

上田アセスメント担当課長 グラフで見るとおっしゃるとおりでございまして、継続的に下がっているところもあるので、今、部会長おっしゃったとおり、今後継続的にチェックをすることと、あと、東側半分という御指摘ですけれども、タワーは真ん中あたりに建っているのですが、この敷地の高層ビルが全部東側に寄って建っているのですけれども、そういっ

たものも何らかの影響があるのかなと考えられなくもないので、そういう目で見てみるようにということで、事業者には伝えたいと思います。

田中（正）第二部会長 それでいいと思います。お願いします。

小島審議会会長 それでは、よろしくお願いします。

ほかにございますか。どうぞ。

片谷第一部会長 極めて細かいことなのですけれども、同じスカイツリーで、事後調査報告書の中ではなくて、きょうの資料の18ページ、一番下のほうですけれども、温室効果ガスのところの最後ですが、予測結果を大きく下回ったと書いてあるのですが、事後調査報告書の中には上回ったと書いてあります。要は、削減の程度ですので、予測時点での削減率よりも削減率が高まったというのはいいことなので、下回ったと書いてしまうと適切ではないと思います。多分、単なる誤記だろうとは思うのですけれども、削減の程度であれば、やはり上回った、たくさん削減できたのだと事業者は書いているはずですので、それに沿ってこの資料も書いておいたほうがいいと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

何かありますか。

上田アセスメント担当課長 今、片谷部会長が言われたとおり、実は、この会議が始まる前に佐藤課長と読み合わせをしまして、この評価はおかしいよねと、結局、温ガスの削減の度合いを言っているの、ここまで努力して、この程度効果があったとかいうふうに書かないと、指摘されちゃうかねというふうに話していたのですけれども、やはり言われてしまいましたので、今後、書きぶりを考えてみたいと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

今のは、そういう表現は、この段階で指摘されたことで変えられるわけですか。

上田アセスメント担当課長 これはもう評価書もでき上がってしまっていて、事業も終わって、スカイツリーが建ってしまっていますが、今後、まだ事後調査が出てきますので。

小島審議会会長 事後調査報告書ではなくて、こちらについての指摘ですから、きょうの資料は、この委員会の指摘によって変えてもよろしいと、そういう判断をしたわけですね。

上田アセスメント担当課長 はい。変えるようにいたします。

小島審議会会長 その辺の適切な処理をお願いしますということでよろしゅうございますね。

ほかにございますか。

それでは、ほかにございませぬようですから、次に、変更届に移らせていただきます。これの説明方、よろしくお願ひいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、変更届、きょうの資料の28ページでございます。これは「大日本印刷市谷工場整備事業」でございます。

ことしの5月の総会に 期の工事その3を報告させていただきました。今回変更になるのは第 期工事でございます、今ある工場の設備の移転等が遅れているということでございませぬ。計画地のすぐ横で下水道の再構築工事が行われていて、立坑の用地がございませぬが、その下水の工事が遅れていまして、そこがどけられないということで、 期工事が遅れるというものでございませぬ。

その変更の概要というところで、工事期間が約39カ月に延びるということでございませぬ。それから、建設機械の日最大稼働台数が増えること。それから、工事用車両台数、日最大稼働台数ですが、これは工事用車両の台数が最も多くなる1年において最大となる稼働台数でございますが、ピークとして23台増えて334台となります。

予測の見直しというところでございませぬが、14項目のうち2項目、大気と騒音について、予測の見直しを行ったところ、建設機械の稼働に伴う騒音について、変更前よりも増加するという結果になりましたけれども、評価の指標は下回っているということで、評価の結論は変わらないということになってございませぬ。

佐藤環境アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料の29ページになりますが、「都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業」の変更届になります。

これは先ほど報告しました桐ヶ丘団地事業の後期事業に該当いたします。事業の種類は住宅団地の新設で、主な変更内容及び変更理由になりますか、まず、建設計画の変更ということで、変更届の8ページ、9ページをご覧ください。団地単位で赤と青のビルがあるかと思うのですが、この中で階数変更が何点かございませぬ。GW02地区が、桐ヶ丘小学校の上に都市計画公園がありまして、その右の赤い4つの建物がある部分になります。この建物ですが、上の北西部分にある建物が6階から9階に変更になってございませぬ。

さらに、南の西側にあるものが10階から7階に階数が増えられている。さらに、GW05地区が小学校の下にある青い建物2つになりますけれども、東側の建物が8階から7階に高さが変更になってございませぬ。

さらに、同じく都市計画公園、先ほどの公園の右側に長い、もっと大きな都市公園がありますが、その右に青い建物が5つある部分がありますが、これがGW02地区になりまして、まず、

北側、もともと1棟だったものが2棟に分かれまして、西側が7階、東側が8階に変わります。中側が、もともと2棟だったものが1棟に変わりました、高さが9階になる。さらに、南側にあります建物ですが、これが9階から7階に変わるという形になってございます。

あと、施行計画の変更ですけれども、GW02地区、今の地図で見ていただきますと、建物が入っているのですが、桐ヶ丘中学校の道路を挟んだ向かい側のところ、これは小学校の跡地になっておりますが、ここで遺跡が見つかったということで、遺跡調査を行っております。この関係で工事着工時期が遅くなったということで、工事期間が平成25年度から平成31年度まで、供用時期が平成27年度から31年度ということで、1年ずつ後ろにずれております。

環境影響評価の見直し等ですが、今回、日影、電波障害、景観、廃棄物、これらについて見直しを行っております。

日影につきましては、今回、建物高さ等を変えておりますけれども、計画地の比較的内側、さらに南側ということで、計画地外への影響はほとんどない。電波障害についても同様の形になっております。

済みません、1カ所説明を忘れまして。変更届の6ページ、7ページをご覧ください。6ページのちょうど真ん中、緑色の出っ張った、凸型というのですか、右上のところにE4号棟というのがあるのですが、もともとの計画では、本事業が始まる前に除却予定だったので、近くにありますE3号棟、E21号棟、それとE13号棟、これへの騒音、振動の影響を考えまして、本事業の中で解体をするということで、変更が出ております。

その関係で、廃棄物なのですが、解体する棟の数が増えておりますので、多量が増えております。廃棄物につきましては、54ページをご覧ください。既存建築物の除却等に伴う建築廃棄物ということで、除却を行う棟が1棟増加しましたので、変更前と比べまして約4,030トン廃棄物が増加してございます。これにつきましては、可能な範囲で再資源化に努める、また、東京都建設リサイクル推進計画に定める目標の達成に努めるという形になってございます。

以上のように、一部、日影、景観、廃棄物について影響が増加しますが、環境保全の措置等を適切に講じることにより、評価の結論は変わらないという形になってございます。

続きまして、30ページ、「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業」についてです。

変更の内容についてですが、まず、土地区画整理事業の改変範囲ということで、変更届の4ページの図2-1をご覧ください。

まず、変更の1番目ですが、区画道路（8号線）の追加とありますが、真ん中のグレーの

道路のところから上のほうに赤い棒がぼんと出ていますが、この道路を追加するという計画になってございます。ここの道路なのですが、赤い点線が市境になるのですけれども、実は、この計画地は立川市と昭島市にまたがっております。現在、立川市の部分について、公道に接しておりません。その関係上、この赤い道路を追加するという形になってございます。

2番目、配水施設の除外ということで、左側の区画の上のほうに配水施設がありますが、これを除外するという変更になっております。

3番目、雨水排水管の位置変更ということで、こちらなのですが、赤い点線で囲われた部分、保護区域となっておりますけれども、この部分でオオタカの営巣が確認されております。そのために、この赤破線部分が保護地域となりました。当初予定では、雨水配管が保護地域の中を突っ切るような形になっていたのですが、保護地域になった関係上、保護地域を回避しまして、下の緑線のほうを通すという形に変更になってございます。

3ページをご覧ください。変更内容の4点目になりますが、施行面積の変更ということで、当初、施行面積70haとしていたのですが、細かい内訳がわかっていなかったということで、あらあらで70haと出していたのですが、今回、細かい内訳が出まして、それを積み上げたところ、66.1haということで、約4ha減っております。

これが変更の事項になっております。

本日の資料30ページにお戻りください。2つ目の変更内容として、工事工程ですが、猛禽類、これはオオタカですが、営巣が確認されたために、1月から7月の間、これを保護対策期間としまして、工事を一部を除きやめるということで、工事の工程が変わっております。

造成計画の変更ということで、変更届の7ページをご覧ください。7ページの図を見ていただきたいのですが、真ん中のところに道路がありますが、これが昭島都市計画道路3・2・11号、国営公園西線というものになるのですが、これを北側と南側で既存道路と接続させるという形で考えております。ただ、既存道路とのすり合わせのために、どうしても道路の高さの違いがあるということで、土量が不足するということで、地区外から最大3万 m^3 の土砂を搬入する。当初は造成につきましては計画地内の土で賄う予定だったのですが、それが賄えないということで、3万 m^3 ほど搬入するという形で計画が変わってきております。

環境影響評価項目の再評価の結果ですが、3万 m^3 の土砂を搬入するということで、自動車交通量等が増加しておりますが、全体の影響から見ますと量は少ないという形になってございます。したがって、今回、工事用車両が増加しますが、その影響は軽微であるということで、変更後における評価についても変わりないとしてございます。

続きまして、31ページ、「豊洲新市場建設事業」の変更届になります。

こちらの変更内容ですけれども、変更届の4ページをご覧ください。

まず、変更内容の1つ目ですが、建設計画の変更ということで、建物の延べ床面積が変わっております。上が変更後になっておりますが、5街区、青果卸売場・仲卸売場が98,500m²、高さが26mに変わっております。6街区、水産仲卸売場、冷蔵庫が193,800平方メートル。7街区、水産卸売場が141,800m²。また、管理施設が2万3,700m²、高さが34mというふう増加しております。

この増加の部分なのですが、5ページと6ページ、ちょっと図の大きさが違うのですが、これを比べていただきたいと思います。6ページが当初計画なのですが、2階の平面図をご覧いただきたいのですが、実は2階は吹き抜けを想定してございました。これが、今回、新たな変更届で、5ページの図を見ていただきたいのですが、2階にも床をつくって卸売市場を置くということで、水産、青果、全て、この吹き抜けに床をつけることによって面積が増えているという状況になってございます。

続きまして、変更届の8ページをご覧ください。次の変更ですが、熱源施設の配置計画の変更ということで、今回、市場業界の要望の反映とか、設計の進捗によりまして、地域冷暖房を導入いたします。その関係で、5街区にガスボイラーが2台、7街区にガスボイラーが9台入るという形で変更になってございます。当初は電気で全部賄う予定だったのですが、地域冷暖房の導入が今回の変更の内容になってございます。

続きまして、変更届の11ページをご覧ください。次の変更ですが、一部土壌の場外搬出処理の変更という形になります。基本的に、この新豊洲市場ですが、汚染土壌につきましては、6街区にあります仮設プラントで浄化処理を行ってから埋め戻すという考え方だったのですが、今後、プラントの建っているところにつきましては、そのプラントを移設しながらその下の処理を行うという計画ですけれども、今後の豊洲市場の建設の全体計画を考えまして、一部、土壤汚染対策法に基づく許可施設に搬出して、そこで処理する。要は、仮設プラントで全て賄うのではなく、外部の施設も使うという形で変更になってございます。変更量ですが、表1-5を見ていただきたいのですが、シアン化合物等の入っている洗浄処理を行う土につきましては、約12,000m³。油膜が見られるものと中温加熱処理を行う予定だったものが13,000m³。重金属を含む油膜を含むものが、中温加熱処理と洗浄処理の両方を行う予定のものが12,000m³ということで、合計37,000m³、これが場外搬出されるという形になってございます。

続きまして、15ページをご覧ください。砕石層設置の変更ということになります。今、雨水の浸透の関係で砕石層を設けているのですが、さらに浸透雨水、それと地下水の排水をよくするために、今の砕石層の下にA.P. + 2.0からA.P. + 1.5mの範囲で破石層を追加するという変更になってございます。この変更によりまして、破石の量が約19万から約21万tに、2万tふえる。また、建設発生土の排出量が約1万m³ふえるという形になってございます。

続きまして、16ページをご覧ください。仮設地下水処理プラントの台数の変更ということで、仮設の地下水処理プラントですけれども、16ページの表1-8(2)をごらんいただきたいのですが、各街区に1カ所ずつ、1日3,000m³の水の処理能力のあるものを設置してございます。今後、6街区の処理がどんどん進んでいくということで、6街区の能力を上げるということで、6街区に新たに水処理プラントを増設するという形で考えてございます。したがって、6街区につきましては、表1-8(1)をごらんいただきたいのですが、処理能力が700ふえまして、1日当たり約1,000m³の処理能力にするという変更になってございます。

これらの変更に伴いまして、工事用車両の台数等の変更が出ております。17ページをご覧ください。工事用車両の台数の増加についてですけれども、表1-9(1)、(2)をごらんいただきたいのですが、今回、土砂の搬入・搬出等によりまして、1日当たり216台増加する。工事用車両が一番多いのが延べ月で31月目ということで、これが平成26年の2月になるのですが、2,138台に増加するという形になってございます。

本日の資料の31ページにお戻りください。これらにつきまして、環境影響評価項目の再評価の結果になりますけれども、14項目のうち、大気汚染、騒音・振動、日影、風環境、景観、廃棄物、温室効果ガス、これらについて評価の見直し等を行ってございます。

大気汚染、騒音・振動についてですが、変更届の27ページをご覧ください。こちらに一覧表が出ておりますが、平成26年の2月、工事用車両が2,138台になったときの予測結果になりますけれども、変更前と変更後を比べてみますと、大気汚染、騒音・振動、ほとんど変わっておりません。変わっておりますのが、地点G、地点Hの振動レベルで1dBふえているということで、ほぼ変わりはないと考えております。

日影についてですけれども、変更届の71ページをご覧ください。日影の範囲ですけれども、敷地内、あとは道路にかかっているということで、ほぼ問題がないという形になってございます。また、71ページに公園3号、公園8号の、あと公園1号と3ヶ所の公園があるのですが、公園への日影への影響はないという形になってございます。

続きまして、風環境について、81ページをご覧ください。81ページの上の図が変更後の風

の評価になってございますが、今回許容されるランクを超えている地点が、計画地内ではペDESTリアンデッキの上と下の4点、図で言いますと、ペDESTリアンデッキの上の部分が番号だけ入っているのですが、81番、82番、83番、この3点がランクを超えております。また、ペDESTリアンデッキの下の34番、この地点がランクを超えて、4地点が超えております。さらに、6街区屋上の屋上緑地公園の36番と37番、こちらの2点がランクを超えてございます。また、公園緑地周辺地の補助315号線、こちらの歩道の2点、52番と53番。それと、その右側にあります公園の51番地点、これがランクを超えてございます。ペDESTリアンデッキとデッキの下の公園につきましては、事業段階におきまして、何とかランク2以下となるように、フェンス、あるいは植栽、手すりをつけたりという形で対応をとるということで、関係機関と現在協議を進めているところでございます。6街区屋上の緑化広場につきましては、強風が予想される日などには人の立ち入りを制限するような形で対応をとって、風環境については改善させるよう努力していくという形になってございます。

景観についてですが、今回、床面積、階数等が変更されますけれども、外観はほとんど変わらないということで、影響はないと考えてございます。

廃棄物ですが、今回、建設発生土が約1万m³増えまして、合計で22万5,000m³になりますけれども、こちらについては、土壤汚染対策法に基づき、適切に処分するというので、評価の結論は変わらないという状況でございます。

温室効果ガスですが、今回、ガスボイラーの導入によりまして二酸化炭素の排出量が増加しておりますが、こちらにつきましても法令に基づいた事業者の責務、対策を実施していくことにより、評価の結論は変わらないとなっております。

変更届については以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

以上、まとめまして、どこからでも結構ですが、御質問、御意見ありましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。どうぞ。

谷川委員 豊洲の新市場の建設の変更なのですが、今回、8ページのところで、熱源施設が地域冷暖房を導入するということなのなのですが、そもそもこのエリアに地域冷暖房があって、それを導入するというので、市場専用というものではないのでしょうか。

佐藤アセスメント担当課長 こちらなのですが、地図で見ますと、6街区の横のところ、7ページのイメージ図がいいかなと思うのですが、4街区ありまして、1街区、真っ平らな土地があるかと思うのですが、そのところに新たに地域冷暖房の施設をつくるという形

になってございます。

谷川委員 これは市場とは直接的にかかわらないので、今回変更があっても、その分の評価はしないという理解でよろしいのですか。

佐藤アセスメント担当課長 市場がつくるわけではございません。

小島審議会会長 よろしいですか。ほかにありましたら。

中を見ていないからよくわからないのですけれども、豊洲のもので、今のはわかりました、地域冷暖房云々というのは。そのほかに、砕石層をふやして、いわゆる毛管現象を緩和するとか、それから、それに関係して、排水施設のいろいろな問題とか、かなり変わるのではないかという気もするのですが、中にそういうのはちゃんと書いてあって、それをまとめると、最後のまとめのところで、要するに、再評価しなくてもいいというものにたどり着くのが、この変更届を見ればわかるようになっていたのですか。具体的に書いていないので、どの程度変わって、要するに、法令に基づく範囲内では変化がないよという形にしか書いていないのですか。

佐藤アセスメント担当課長 今回の砕石層の追加部分の変更なのですけれども、今、会長のおっしゃいましたとおりに、雨水の浸透をよくするということの報告を受けているのですが、それによりまして、地下水への影響とか、そういう細かいことはこの中には書いてございません。

小島審議会会長 項目としても地下水循環とか、その辺が入っていないですね。それで変更なしというのだけれども、その部分が、今のような、幾つかほかにも排水の条件を変えとか何かあると、少し評価と違うのかなと。それをやってもほとんど変わらないと書いてあるのに、そういうようなことを多少やってあればいいと思うのですけれどもね。

佐藤アセスメント担当課長 もともと地下水の管理としまして、井戸を入れまして、循環でずっと管理していくという形になっておりますので、その範囲内でおさまるのかどうか、それについて確認させていただきます。

小島審議会会長 だから、そんなに変わらないというのは、どういうデータでこうだというのがわかれば納得ということになるのだと思うのですね。本当に全然変わらないのかなと。

佐藤アセスメント担当課長 あと、今回の砕石層の追加につきましては、一応、地下水の流動解析は行って、問題ないということで砕石層を設置するという形になっております。

小島審議会会長 そういうことをやった上で変わりないと。わかりました。そこまでやってあればいいのです。そういうデータがあれば結構という話です。ありがとうございます。

ほかにありますか。

それでは、特段、ほかに発言ないようでございますので、受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

そのほか、全体で何かお気づきの点がありましたら、御発言ください。よろしゅうございますか。

それでは、これで本日の審議を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、傍聴の方はこれで退場してください。

(傍聴人退室)

(午後5時04分閉会)